

(一社)発明学会 平井 工

国際特許出願で事業をグローバル化

今は国内の事業活動だけで済まされる時代ではない。生産はアジアへと軸足が移動し、営業活動は米国や EU (欧州連合) へと広がる。事業活動のグローバル化に合わせて特許に関しても次の 2 つの国際条約は心得ておきたいものである。

外国での特許権の保護に関する条約「パリ条約」(パリで締結されたことからこのように呼称)と、世界各国の特許出願の形式を統一化する「特許協力条約 (PCT 条約)」(PCT: Patent Cooperation Treaty) である。パリ条約を利用して自国の特許出願から 12 カ月以内に同盟国へ出願すれば、自国の特許出願日で先願の扱いを受け、新規性も自国の出願日を基準に判断される。

PCT 条約による国際特許出願

特許協力条約 (PCT 条約) は、国際的に特許出願を行う場合に、出願手続および出願書式などを統一化して、出願人に便宜を与える制度。「国際特許出願」とも呼ばれる。

PCT 加盟の複数の国に出願する場合、日本語で特許出願書類を作成し、日本の特許庁へ 1 通提出するだけで済む。それだけで加盟国 158 カ国の全加盟国へ出願する効果を得る。条約に依らない場合は各国の言語で、各国の出願書式で作成し、各国へ特許出願手続をしなければならない。その煩雑さに比べると PCT 特許出願の便利さが際立っていると云えよう。

国際的に特許権を発効させる制度ではない。国際出願を便利にするだけである。

国際特許出願をすると、「国際特許出願日」が付与され、PCT 全加盟国の出願日となる。国際特許出願書類は「国際事務局」に送付され、国際調査、国際公開へと手続が進む (図 1)。

最終的には出願人が特許権を希望する国に出願書類を移行させる。これを「国内移行手続」と呼ぶ。出願人は国際出願日から 30 カ月以内に翻訳文と必要な手数料を納める。各国へ移行後はそれぞれの国で手続と審査が進められ、各国の定めによる特許権が付与される。

後述する (File # 413) 小林豊博氏は社員 3 名、年商 1 億円弱であるが、国が小企業の特許活動を援助する「特許の減免制度」を利用する。すると国際出願の費用は正規の 1/3 の約 15 万円で済ん

だ(国内移行手続は別途各国へ納める)。さらに、「早期審査制度」を利用して、早く権利性を見極めながら移行手続をする。国の助成制度を上手に利用することが肝要だ。

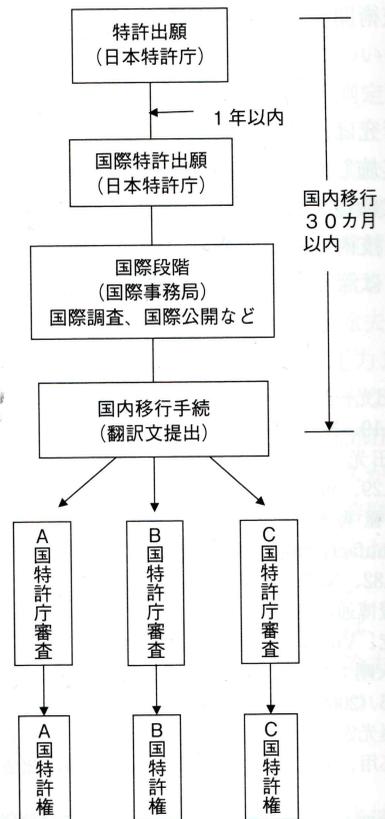


図 1 国際特許出願手続の流れ